

(諮問庁)
下野市長 坂村 哲也 様

下野市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 太田 うるおう

答 申

下野市長から令和4年11月14日付け下総第141号により諮問のあった令和4年度諮問第1号について、下野市個人情報保護条例第46条第1項の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

別表に掲げる資料に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき、その一部を非開示とした令和4年8月17日付け下学教第444号の部分開示決定（以下「本件決定」という。）については、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定は、下野市個人情報保護条例（平成18年条例第11号。以下「市条例」という。）に反し、非開示情報に該当しない情報を非開示情報と決定した違法な処分であるため、決定を取り消す裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書、反論書及び意見陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象保有個人情報は、下野市教育委員会（以下「市教委」という。）が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「防止法」という。）28条1項に基づき実施した調査の過程で把握した情報の一部である。

市教委は、防止法28条2項に基づき、当該調査に係る重大事態の事

実関係等その他の必要な情報（以下「重大事態等情報」という。）を審査請求人に適切に提供するものとされている。

この提供すべき「重大事態等情報」の内容については、防止法の具体的な運用指針でもある「いじめの防止のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）において、「被害生徒等のいじめの事実を明らかにしたいという切実な願いに対応するために、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が「いつ」、「誰から行われ」、「どのような態様であったか」、「学校がどのように対応したか」）を明確にした、調査の過程において把握した情報を含む調査結果」とされている。

市教委は、いじめ被害者及びその保護者が事実関係を明らかにする願いに対応し、かつ、間接的に訴訟への対応に資するため、加害者の氏名及び属性等並びにその発言又は行為の概要を明確にする必要があり、審査請求人に対し、重大事態等情報を文書（書面）で提供する責務がある。

- (2) 審査請求人は、いじめを受けた児童等の法定代理人及び保護者であつて、審査請求人は、防止法28条2項に基づき重大事態等情報の提供を受ける権利がある。

一方、市条例51条1項は、「法令又は他の条例の規定により、実施機関に対して自己を本人とする保有個人情報の開示・・・を求めることができる場合における当該保有個人情報の開示・・・については、当該法令又は他の条例の定めるところによる。」と定めているもので、防止法28条は、同条例に定める「法令」に該当し、本来であれば、市条例18条の開示請求によらずとも、防止法の定めるところにより審査請求人に提供されるべき情報である。

- (3) 重大事態等情報は、防止法28条2項に基づき審査請求人が知ることを予定されていたものであるから、市条例20条3号ただし書アの「法令」に該当し、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であり、同規定により審査請求人に対し、開示しなければならない。

- (4) 実施機関は、市条例20条6号に該当するとして、「生徒の指導の記録等」の情報を非開示としているが、具体的な「おそれ」について、主張及び説明がない。「おそれ」とは、単に確率的なものではなく実質的なものであることが必要である。また、本件対象保有個人情報における「生徒の指導の記録等」を開示することによって、学校の事務又は事業

に何ら支障は生じないから、実施機関の説明は失当である。

- (5) 教職員名は、市条例20条3号ただし書ウが適用される開示情報である。
- (6) 実施機関は、本件対象保有個人情報における「人の発言又は行為の情報」について、本件いじめ事案にかかわる者が見れば、人の発言又は行為であっても特定の個人を識別することができる情報が多分に含まれたものであり、市条例20条3号に該当し、非開示情報であると弁明するが、一方で、実施機関は、一部の加害生徒らの発言又は行為はおろか、氏名さえも開示しており、本件決定と弁明に齟齬がある。

第3 実施機関の説明の要旨

1 審査請求の経緯

令和4年7月18日付けで、審査請求人及び審査請求人を市条例18条2項の法定代理人とする審査請求人の子から、市条例19条1項に基づく保有個人情報の開示請求が実施機関に対してあった。

実施機関は、令和4年8月17日付け下学教第444号及び同日付け下学教第445号で、市条例24条1項に基づき部分開示決定及び開示決定を行った。

本件審査請求は、審査請求人が、本件決定を不服として、令和4年9月26日付けで実施機関に対し行われたものである。

2 実施機関の諮問の趣旨

本件決定の維持が適当と考える。

3 本件審査請求に対する実施機関の見解

- (1) 審査請求人は、加害生徒らの氏名及び属性等並びに加害生徒保護者の氏名及び住所は防止法28条2項により開示請求者が知ることを予定されていた情報であり、市条例20条3号ただし書アが適用され、開示しなければならないと主張するが、市教委は、令和2年10月2日の情報提供及び令和4年8月30日の補足説明により防止法28条2項の「事実関係等その他の必要な情報」を審査請求人に適切に提供しており、その中には審査請求人の主張する情報は含まれていないと説明している。

実施機関が本件決定において非開示とした情報は、市教委による情報提供において審査請求人に対して提供しておらず、また提供を予定していない情報であることが認められ、法令等の規定により開示請求者が知

ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当しないことから、市条例20条3号ただし書アが適用され開示しなければならないとする審査請求人の主張は認められない。

- (2) 本件対象保有個人情報、本件いじめ事案について、防止法28条1項に基づき市教委が設置した下野市いじめ問題専門委員会が実施した調査において使用された資料である。

別表の「非開示情報の分類」欄に掲げる①の非開示情報については、個人の氏名、住所、電話番号、勤務先名の情報であり、審査請求人の既知情報を除いた審査請求人以外の個人に関する情報であることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、市条例20条3号の非開示情報に該当する。

- (3) 別表の「非開示情報の分類」欄に掲げる②及び③の非開示情報については、関係生徒、保護者及び教職員等の発言（メール、生活ノート、手紙によるものを含む）及び行動の情報であり、審査請求人の既知情報を除いた審査請求人以外の個人に関する情報であることから、一般的には開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、本件いじめ事案にかかわる者が見れば、人の発言又は行為の情報であっても特定の個人を識別することができる情報が多分に含まれており、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、市条例20条3号の非開示情報に該当する。

- (4) 別表の「非開示情報の分類」欄に掲げる④の非開示情報については、以下に掲げる「開示請求者以外の生徒の指導の記録等」の情報であり、生徒指導において教職員等が当該生徒及び保護者に起こった事実や指導、やりとりの経過、相談されたこと等を記録したものに加え、当該生徒及び保護者から提供された手紙、文書、メール又は調査により入手したものなど、生徒の指導の記録とともに保管される情報である。

これらの情報は、担当者が替わっても当該生徒及び保護者の情報を共有し、継続した指導が行えるようにするためのものであり、かつ、当該生徒及び保護者の個人情報であることから、これらが公開され、又は当該生徒及び保護者以外の者に開示されるということになれば、今後、教育現場で同様の情報を得たり記録したりすることができなくなり、これにより、適切かつ継続的な教育ができなくなるという具体的なおそれがあり、市条例20条6号の非開示情報に該当する。

ア 学校が保有する生徒個人の指導・評価に関する記録

イ 教職員と生徒及び保護者のやりとりの内容（「やりとり」とは、「生

- 徒及び保護者が教職員と話した、話し合った、教職員に訴えたもの等」をいい、それに対する教職員の応答を含む)
- ウ 生徒及び保護者から提供された手紙、文書、メール又は調査により入手した内容
- エ スクールカウンセラーと相談者の面談の記録

- (5) 本件対象保有個人情報における生徒の指導の記録など、本来、情報全体を非公開又は非開示とすべき情報については、当該情報に記載された関係教職員の情報も含めて、人の発言又は行為も非開示とした。

第4 審査会の判断

当審査会は、本件諮問について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人及び審査請求人が法定代理人を務める未成年者(子)を本人とする保有個人情報の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象保有個人情報について、その一部を市条例20条3号及び6号に該当するとして非開示とする本件決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、非開示情報に該当しない情報を開示することを求めているが、諮問庁は、本件決定の維持が適当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

2 判断に当たっての基本的な考え方

市条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、地方自治の本旨に則した公正で民主的な市政の推進に資することを目的としている(市条例1条)。

そのために市条例18条等は、何人も実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができることと定め、プライバシーの権利を含め個人の権利利益を保護しようとするものである。

当審査会は、保有個人情報の開示等を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、判断するものである。

また、当審査会は、市条例に基づく開示請求に対する処分の妥当性について審議する機関であるので、本件決定により非開示とされた部分について、審査請求人及び実施機関の主張等を確認・整理し、本件対象保有個人情報を見分し、本件決定において非開示とした部分について、それぞれの非開示妥

当性について、市条例の規定に照らして判断する。

3 本人既知の情報について

開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者本人が同席した上で聞き取りした内容、開示請求者本人と第三者の会話の内容又は開示請求者本人が自らの判断で記載した文書中に第三者の情報の記載がある場合は、これらの情報は開示請求者本人が既に知り得た情報であり、開示となる。

また、本件決定の時点で既に開示請求者に提供された情報又は公表され若しくは公知となっている情報は開示となる。

4 市条例と防止法の関係等について

(1) 市条例51条1項との関係

市条例51条1項は、他の法令に基づく閲覧、縦覧、写しの交付等により自己情報の開示等を請求することができる場合は、当該法令の規定によることとし、市条例を適用しないものとする旨規定している。

審査請求人は、本件審査請求において、防止法28条2項は、市教委や学校に対し、被害生徒等に加害生徒等の個人情報を含む情報提供を義務付けているから、市条例51条1項に定める「法令」に該当し、市教委又は学校は、防止法に基づき当該情報を開示し、市条例18条1項その他の規定は適用しないと解すべきであると主張するので、市条例と防止法の関係性について検討する。

防止法11条1項の規定に基づきいじめ防止等の基本方針として定められた基本方針は、防止法28条2項の調査結果の提供に関し、「学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、・・学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。」と示されている。

また、防止法28条1項のいじめの重大事態への対応について定められたガイドラインには、「学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。」と示されている。

しかし、防止法28条2項は、いじめを受けた児童等及びその保護者

に対する「情報の提供」に関する規定であって、直接、個人情報の保護
手続における情報開示に関し設けられたものではなく、また、提供すべ
き情報について具体的に定めているものでもない。そして、基本方針及
びガイドラインは、その法的な性質からして、防止法 28 条 2 項の規定
を超えて新たな権利を、いじめを受けた児童等及び保護者に対し与えて
いるものではない。

したがって、防止法 28 条 2 項が、実施機関に対して自己を本人とす
る保有個人情報の開示を求めることができることを認めた規定とは認め
られず、審査請求人の主張は採用できない。そして、そのことは、ガイ
ドラインの上記記述からも明らかである。

(2) 市条例 20 条 3 号ただし書アとの関係

市条例 20 条 3 号ただし書アは、法令等の規定により開示請求者が知
ることができる個人情報については、開示することにより当該第三者の
権利利益を侵害するおそれが乏しいため、同号における非開示情報には
該当しない旨規定している。

審査請求人は、本件審査請求において、防止法 28 条 2 項は、市教委
に「誰が」「どのような態様の」を明確にした情報を被害生徒等に提供
することを定めた規定であるから、市条例 20 条 3 号ただし書アに定め
る「法令等の規定」に該当し、実施機関は、審査請求人に当事者ではな
い生徒の個人情報を除く全ての情報を開示する義務があると主張するの
で、市条例と防止法の関係性について検討する。

前記第 4-4-(1) のとおり防止法 28 条 2 項の情報提供について、
基本方針及びガイドラインが、市条例等に従い適切に行うこと、及び市
条例等に照らして非開示とする部分を除いた部分を適切に整理して行う
こととされていることに照らせば、防止法 28 条 2 項が、個人情報の保
護手続における情報開示の内容を定めた規定とは認められず、審査請求
人の主張は採用できない。

(3) 防止法 28 条 2 項の情報提供について

以上により、当審査会は、防止法 28 条 2 項は、市条例 51 条 1 項及
び 20 条 3 号ただし書アに規定する「法令（等）」には該当しないと判
断する。

そして、防止法 28 条 2 項の規定による重大事態の事実関係等その他
の必要な情報の適切な提供は、学校の設置者又は学校が、個々のいじめ
事案ごとに、いじめの内容、調査の結果、被害生徒及び加害生徒の人間
関係、その他の関係者等のプライバシーの保護に配慮するなど関係者の
個人情報に十分に配慮する必要がある。そのうえで、教育的な配慮も踏
まえ、提供すべき情報の内容、方法及び時期などを判断し実施するのが

妥当である。

したがって、当審査会は、防止法28条2項によりいじめを受けた児童生徒やその保護者に提供される情報についての判断は行わず、本件決定において非開示とされた情報が、市条例20条各号の非開示事由に該当するかどうかについて、市条例の規定に照らして判断する。

5 非開示部分の非開示情報該当性について

本件審査請求に係る対象保有個人情報、本件決定において非開示とした別表の「非開示情報の分類」欄の部分であり、市条例20条3号及び6号を非開示理由としているので、以下、当該非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

(1) 非開示情報の分類①について

実施機関は、別表の「非開示情報の分類①」について、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、市条例20条3号に該当するとして非開示決定を行っている。

本件対象保有個人情報の該当部分について見分したところ、開示請求者以外の第三者の氏名、住所、電話番号、勤務先名の情報が非開示とされていると認められる。

当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、市条例20条3号に該当すると認められ、非開示としたことは妥当である。

(2) 非開示情報の分類②及び③について

実施機関は、別表の「非開示情報の分類②及び③」について、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、市条例20条3号に該当するとして非開示決定を行っている。

本件対象保有個人情報の該当部分について見分したところ、開示請求者以外の第三者の発言（メール、生活ノート、手紙によるものを含む）及び行動の情報が非開示とされていると認められる。

当該情報は、本件いじめ事案のほか学校生活全般において、生徒及び保護者が教職員に対してした発言の内容及び行動を教職員が記録したものであり、一般的には氏名等を非開示とすることにより、特定の個人を識別することができないものと考えられるが、本件開示請求は、本件いじめ事案の当事者により行われたものであり、既知情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性が高い情報である。

そして、当該情報は、生徒及び保護者の個人の心情等や個人の行動を

表すものであり、一般的に生徒及び保護者は、学校が保有するこれらの情報について、本人以外に開示されるとは考えていないはずの情報で、個人情報の中でも機微性が高いものである。したがって、これらの情報が開示された場合には、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、市条例 20 条 3 号に該当すると認められ、非開示としたことは妥当である。

なお、実施機関は、資料番号 63 を分類②及び③としていないが、質問紙調査の回答は分類②に該当する。そして、質問紙調査の回答について基本方針やガイドラインは、具体的に情報を提供すべきものと定めているが、当審査会が前記第 4-4 で判断したとおり、防止法 28 条 2 項は、市条例 51 条 1 項及び 20 条 3 号ただし書アに規定する「法令（等）」には該当しないものであり、かつ、当該情報は、筆跡によって特定の個人が識別できる可能性がある情報である。したがって、これらの情報が開示された場合には、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、市条例 20 条 3 号に該当すると認められ、非開示としたことは妥当である。

(3) 非開示情報の分類④について

実施機関は、別表の「非開示情報の分類④」について、開示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、市条例 20 条 6 号に該当するとして非開示決定を行っている。

本件対象保有個人情報の該当部分について見分したところ、前記第 3-3-(4) に示すアからエまでの情報が非開示とされていると認められる。

当該情報は、本件いじめ事案のほか学校生活全般において、学校が保有する生徒の指導・評価に関する記録等であり、このうち、別表の非開示情報の分類①、②又は③と重複する情報の部分については、前記第 4-5-(1) 又は (2) において市条例 20 条 3 号に該当すると認めており、同条 6 号について判断するまでもなく、非開示としたことは妥当である。

それ以外の情報の部分については、以下に掲げる情報であることが認められる。

- ア 開示請求者以外の生徒及び保護者と教職員のやりとり
- イ 開示請求者以外の生徒が教職員に出した手紙の差出人の部分
- ウ 本件いじめ事案に関する教職員の所見
- エ 本件いじめ事案に関する学校の決定事項

これらの情報のうち、ア及びイについては、本人以外に開示されることとなれば、生徒及び保護者に対する指導及び家庭訪問等において、生

徒及び保護者が開示されることをおそれ、率直な情報提供や意見表明を躊躇することにより、教職員が必要な情報を十分に収集できなくなるなど適切な指導が行えなくなる具体的なおそれがあると認められることから、開示することにより、学校及び市教委が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、市条例 20 条 6 号に該当すると認められ、非開示としたことは妥当である。

ウ及びエについては、教職員の職務の遂行に係る情報であり、開示することにより、学校が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、当該部分は市条例 20 条 6 号に該当せず、市条例 20 条 3 号ただし書ウに該当することから、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

(4) 市条例 20 条 3 号ただし書ウ該当性について

審査請求人は、特定の部分を示していないが、本件決定において教職員名が非開示とされており、当該情報は、市条例 20 条 3 号ただし書ウに該当するとして、開示すべきと主張しているが、実施機関は、審査請求人以外の生徒の指導の記録など、本来、情報全体を非公開又は非開示とすべき情報については、審査請求人以外の生徒の指導の記録に記載された関係教職員の情報も含めて、非開示と判断したと説明する。

本件対象保有個人情報について見分したところ、別表の資料番号 6、32、33、47において、教職員名等の情報が非開示とされていると認められる。

市条例 20 条 3 号ただし書ウは、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については開示しなければならない旨規定している。

実施機関は、本来情報全体を非公開又は非開示とすべき情報に該当するから、当該情報に記載された関係教職員の情報を非開示としたと説明しているが、非開示とされた情報を確認したところ、いずれも情報全体を非公開又は非開示とすべき情報に該当する理由は認められない。

したがって、非開示とした教職員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分は、いずれも市条例 20 条 3 号ただし書ウに該当すると認められ、市条例 20 条 6 号にも該当しないことから、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

7 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第5 審査会の意見

当審査会の判断は上記のとおりであるが、実施機関の対応について、次のとおり意見を申し述べる。

1 情報公開請求との関係について

実施機関は、本来、情報全体を非公開又は非開示とすべき情報について、これまでの経緯において、情報公開条例の規定による情報公開請求に対して公開した部分については、あらためて非開示としていないと説明しているが、情報公開条例に基づく情報公開請求と市条例に基づく個人情報開示請求は、たとえ同じ請求者により請求されたものであっても、それぞれの条例に基づく別の手続であり、場合によっては、審査請求、行政事件訴訟につながることも予想されるものであるから、請求ごとに別の手続として、それぞれの条例の規定に基づき判断し、処分すべきである。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和4年11月14日	諮問庁から当審査会に対し諮問
同日	諮問庁から弁明書、反論書を受理
12月2日	審査（第1回審査会）
令和5年1月16日	審査請求人から意見聴取、審査（第2回審査会）
2月28日	審査（第3回審査会）
3月27日	答申

別表

資料番号	資料内容	非開示情報の分類	非開示とした理由	開示すべき部分
6	令和2年6月12日に学校から教育委員会へ提出された「学校いじめ重大事案に係る基礎資料」	① ② ③	20(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H30/6/1, 6/2, 7/27, 8/3, 8/6, 日付不明, 11/29, R1/9/24, 9/25, 10/7, 10/8, 10/9, 11/8, 11/14, 11/15, 11/18, 11/20, 11/22, 11/25, 11/26, 12/3, 12/4, 12/5, 12/6, 12/7, 12/10, 12/11, 12/12, 12/13, R2/1/5, 1/6, 1/31 の請求者名等請求者の個人情報, 教職員名 ・R1/11/23 概要欄の個人名以外 ・R1/12/7 概要欄の情報 ・R2/2/3 概要欄の請求者以外の個人名及び意見以外
		④	20(6)	
32	令和元年度～令和2年度(令和元年9月24日～令和2年3月24日)の部活動に関わる「学校生徒指導の記録」	① ② ③	20(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・5頁:1行目の部活動名, 請求者名 ・11頁:34～35行目 ・14頁:5行目の請求者名, 6行目の教職員名 ・16頁:20, 28行目の請求者名 ・21頁:30行目 ・22頁:14行目の請求者名 ・24頁:11, 16行目の教職員の発言, 33行目の請求者名 ・25頁:10～11行目の生徒の発言以外, 21行目の人数, 27行目の請求者名, 34行目の教職員の発言 ・26頁:3～6行目の人数, 請求者名 ・30頁:10行目, 19～20行目, 23～24行目, 31行目の学級, 請求者名, 33行目 ・31頁:5行目, 6行目, 23～28行目 ・39頁:1行目, 7行目の教職員名 ・43頁:8行目 ・69頁:16行目
		④	20(6)	
33	上記32に付随して学校で保管されていた原資料	① ② ③	20(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 NO.9 の1頁目:生徒の行動, 教職員名 ・資料 NO.9 の2頁目:最終行
		④	20(6)	

				<ul style="list-style-type: none"> ・資料 NO. 9 の 3, 4 頁目 ・資料 NO. 9 の 5 頁目: 1~13 行目 ・資料 NO. 9 の 6 頁目: 行事, 請求者名 ・資料 NO. 15 の 1~7, 11, 13~18, 21~24 頁: 教職員名, 教職員の発言, 学校名, 学年。ただし請求者以外の個人情報を除く。 ・資料 NO. 26: 教職員名 ・資料 NO. 27: 教職員名
47	令和元年 9 月 24 日以前の関係者に関する記録である「補足資料 関係者に関する生徒指導の記録」	① ②	20(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 枚目表面の個人の記録: 10/29(月)の内容欄 ・ 3 枚目裏面の 1~3 行目: 日付, 行事名, 教職員名, 請求者の既知情報 ・ 同 22~30 行目: 教職員名, 請求者名 ・ 4~8 枚目表面: 請求者名, 請求者の発信した内容 ・ 13 枚目表面: 教職員名, 請求者名 ・ 15 枚目表面: 請求者名 ・ 16 枚目表面の 7/27(金)部活の項: 請求者名, 教職員名 ・ 同 8/3(金)部活の項: 請求者名, 教職員名, 行事 ・ 同 8/6(月): 請求者名 ・ 17 枚目表面: 請求者名, 教職員名, 人数
		③		
50	1 月 10 日のいじめ不登校対策委員会の記録(生徒指導の記録追加分)	④	20(6)	
		①	20(3)	
54	令和元年度に教育委員会が本事案に関して記録したもの	④	20(6)	
		①	20(3)	
55	令和元年度 教育委員会と学校とのやり取りについての前教頭のメモ	①②	20(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 枚目裏面: 請求者名 ・ 6 枚目表面: 学年, 年齢
		④	20(6)	
56	令和 2 年度に教育委員会が本事案に関して記録したもの	①	20(3)	

57	令和元年 11 月 21 日 (木)から 26 日(火)の 間に男性教諭 2 名が 個別に話を聞いた際 の聴き取り内容(メモ をパソコンで打ち直し たもの)	①②	20(3)	
		④	20(6)	
58	令和元年 12 月 6 日 (金)関係生徒の書いた 「伝えたいこと」 (うち保管されていた分)	①	20(3)	
		④	20(6)	
62	令和 2 年 8 月 26 日に 実施した質問紙	①	20(3)	
63	令和 2 年 8 月 26 日に 実施した質問紙調査 の回答	①	20(3)	
		④	20(6)	
64	校長より提供された 教育委員会とのやり 取りを示すメモ等	①②	20(3)	
73	市長協議資料 3(第 1 回～第 5 回いじめ問 題専門委員会(概 要))	①	20(3)	
		④	20(6)	

(1) 非開示情報の分類 (本件決定における分類)

- ① 開示請求者 (以下、開示請求者の子を含む) 以外の者の氏名・住所・電話番号・勤務先名。ただし、開示請求者の既知情報を除く。
- ② 開示請求者以外の者の発言 (メール、生活ノート、手紙によるものを含む)。
ただし、開示請求者の既知情報を除く。
- ③ 開示請求者以外の者の行動。ただし、開示請求者の既知情報を除く。
- ④ 生徒の指導の記録等。

(2) 非開示とした理由 (本件決定における理由)

- 20(3) 市条例 20 条 3 号該当により非開示
- 20(6) 同条 6 号該当により非開示